

平成21年版

八百津町福祉の概要



八 百 津 町

八百津町社会福祉協議会

<http://www.town.yaotsu.lg.jp>

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 高齢者福祉 ----- | 1 |
| 1. 高齢者等の概要 | |
| 1) 八百津町の人口 | |
| 2) 在宅ひとり暮らし老人(65歳以上)の数 | |
| 2. 町内福祉施設 | |
| 3. 介護保険制度 ----- | 2 |
| 4. 在宅福祉対策(介護保険対象外サービス) | |
| 1) ふれあい型配食サービス事業 | |
| 2) 軽度生活援助事業 | |
| 3) 生きがい活動支援通所事業 ----- | 3 |
| 4) 老人短期保護事業 | |
| 5) 生活管理指導短期宿泊事業 | |
| 6) 独居老人等緊急通報装置貸与事業 | |
| 7) ねたきり老人等日常生活用具給付事業 | |
| 8) いきいき住宅改善助成事業 ----- | 4 |
| 9) ねたきり老人等介護用品支給事業 | |
| 10) 家族介護教室 ----- | 5 |
| 11) 福祉用具貸与事業 | |
| 12) 独居老人のつどい事業 | |
| 13) いきいきサロン事業 | |
| 14) 家族介護者交流事業 | |
| 15) 地域包括支援センター事業 | |
| 16) 老人クラブ活動助成事業 ----- | 6 |
| 児童福祉 ----- | 6 |
| 1. 保育園 | |
| 2. バス通園児童助成事業 ----- | 7 |
| 3. 児童手当 | |
| 4. 児童扶養手当 | |
| 5. 児童虐待防止等相談業務 ----- | 8 |
| 6. 学童保育業務委託 | |
| 7. 乳児育児用品購入費助成事業 | |
| 8. 仲よし親子のつどい | |
| 9. 新入学児童・生徒の激励 | |
| 障がい者の福祉 ----- | 9 |
| 1. 身体障害者手帳の交付 | |
| 2. 療育手帳の交付 | |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳の交付 | |
| 4. 自立支援医療費(精神通院)の助成) ----- | 10 |
| 5. 障害基礎年金 | |
| 6. 特別児童扶養手当 | |
| 7. 特別障害者手当 | |
| 8. 障害児福祉手当 ----- | 10 |
| 9. 心身障害者扶養共済制度 | |
| 10. いきいき住宅改善助成事業 ----- | 11 |
| 11. 障害者有料道路割引制度 | |
| 12. 自動車改造費用の助成 | |
| 13. 自動車運転免許取得費用の助成 ----- | 12 |
| 14. 重度身体障がい者介助用自動車購入、改造費用の助成 | |
| 15. ニュー福祉機器助成事業 | |
| 16. 重度障がい者(児)日常生活用具の助成 | |
| 17. 補装具の交付及び修理 | |
| 18. 障がい者ショートステイ | |
| 19. 障がい者デイサービス | |
| 20. 障がい者ホームヘルプサービス ----- | 13 |
| 21. 身体障害者郵便投票制度 | |
| 22. 更生医療 | |

| | |
|--------------------------|----|
| 23. 声のサービス事業 | |
| 24. 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 | |
| 25. 重度身体障害者通院費用助成事業 | 14 |
| 26. 車いす搭載軽自動車(ほほえみ号)の貸出し | |
| 27. 親子教室(児童デイサービス) | |
| 28. その他の制度 | |
| 資金の貸付制度 | 14 |
| 1. 母子・寡婦福祉資金制度 | |
| 2. 生活福祉資金貸付制度 | |
| 3. 生活一時資金貸付制度 | |
| 医療費の助成 | 15 |
| 1. 重度心身障害者医療費助成 | |
| 2. 乳児医療費助成 | |
| 3. 母子・父子家庭等医療費助成 | |
| 4. その他の医療費助成 | |
| 生活保護制度 | 16 |
| 災害弔慰金等 | 16 |
| 1. 災害弔慰金及び災害援護資金 | |
| 2. 災害見舞金の支給 | |
| 相談・支援 | 16 |
| 1. 民生委員・児童委員 | |
| 2. 身体障害者相談員・知的障害者相談員 | 16 |
| 3. 心配ごと相談 | |
| 4. 無料法律相談 | |
| 参考資料 | 18 |
| 介護保険制度の概要 | 18 |
| 後期高齢者医療制度の概要 | 21 |
| 社会福祉協議会業務 | 23 |
| 各施設電話番号 | 24 |

八百津町福祉の概要

高齢者福祉

(平成21年4月1日現在)

1. 高齢者等の概要

1) 八百津町の人口

ア) 人口 12,790人 世帯数 4,339世帯
 男 6,205人 女 6,585人
 (外国人登録者数 男 32人 女 67人 計99人 世帯数62世帯)

イ) 地区別人口(錦織は八百津地区に含まれています。以下同じ。)(単位=人・%)

| 区分 | 八百津 | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 | 合計 |
|----|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|
| 男 | 2,127 | 1,014 | 1,861 | 728 | 213 | 262 | 6,205 |
| 女 | 2,342 | 1,089 | 1,878 | 775 | 222 | 279 | 6,585 |
| 計 | 4,469 (4,595) 126 | 2,103 (2,094) 9 | 3,739 (3,738) 1 | 1,503 (1,539) 36 | 435 (456) 21 | 541 (570) 29 | 12,790 (12,992) 202 |

()は平成20年4月1日現在の数値

ウ) 老人(65歳以上)人口 3,968人 (総人口に占める割合 31.02%)
 (20年度の割合 30.67%)

エ) 65歳以上人口の地区別状況

(単位=人・%)

| 区分 | 八百津 | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男 | 657 | 224 | 397 | 256 | 72 | 97 | 1,703 |
| 女 | 929 | 293 | 506 | 325 | 96 | 116 | 2,265 |
| 計 | 1,586 | 517 | 903 | 581 | 168 | 213 | 3,968 |
| 人口に占める割合 | 35.49% | 24.58% | 24.15% | 38.66% | 38.62% | 39.37% | 31.02% |

2) 在宅ひとり暮らし老人(65歳以上)の数 323人

在宅ひとり暮らし老人の地区別状況

(単位=人)

| 区分 | 八百津 | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 | 合計 |
|----|-----|------|----|-----|----|----|-----|
| 男 | 31 | 7 | 10 | 13 | 5 | 7 | 73 |
| 女 | 121 | 24 | 32 | 38 | 17 | 18 | 250 |
| 計 | 152 | 31 | 42 | 51 | 22 | 25 | 323 |

2. 町内福祉施設

ア) 養護老人ホーム蘇水園 町営 定員 50人 昭和31年設置
 入所者数(4/1) 町内22人 町外12人 合計34人
 イ) 特別養護老人ホーム敬和園 法人 定員 70人 昭和55年設置
 入所者数(4/1) 町内60人 町外10人 合計70人

ウ) デイサービスセンター

八百津町デイサービスセンター 錦織地内 平成4年5月開始

八百津町東部デイサービスセンター 久田見地内 平成10年4月開始

エ) 八百津町福祉センター(夢広場ゆうゆう) 平成19年4月開始

3. 介護保険制度

介護の問題や老後の不安を解消するために、介護を社会全体で支える体制をつくり、介護が必要になったら、住み慣れた地域で必要な人の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供します。

ア) 対象者

65歳以上の人(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満で職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人(第2号被保険者)が対象となります。

イ) 保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は所得(7段階区分)に応じて八百津町が定めま
す。また、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は加入している医療保険の保
険料(税)と一緒に支払います。

ウ) サービスの利用方法

要介護認定の申請

介護保険サービスを利用する本人や家族が要介護認定申請をすると、介護認定調査員の訪
問調査と主治医意見書に基づき、一次及び二次の判定を経て7段階の要介護度が決まります。

介護サービス計画の作成

施設サービスを利用する場合には、入所・入院を希望する施設に直接申し込んでください。

居宅サービスを利用する場合は、居宅サービス計画作成を専門とする介護支援専門員(ケ
アマネジャー)にご相談ください。なお、ご自分で作成することもできます。

エ) 利用料

原則として費用の1割を自己負担することになっています

サービスの種類によっては、費用の1割負担のほかにも別途負担が必要なものがあります。

オ) サービスの種類

| | |
|--------|--|
| 在宅サービス | ・訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)・福祉用具貸与・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給・居宅療養管理指導・特定施設入所者生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) |
| 施設サービス | ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床を有する病院等) |

4. 在宅福祉対策(介護保険対象外サービス)

1) ふれあい型配食サービス事業(町社会福祉協議会事業)

在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、重度障がい者世帯に対し安否確認やポ
ランティア等とのふれあいを目的にした配食サービスを行います。

ア) 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び概ね妻が80歳以上の高齢者世帯、重度障
がい者世帯

イ) 内 容 配食サービス(月2回実施)

ウ) 利用料 一部負担有り

2) 軽度生活援助事業(町社会福祉協議会事業)

在宅のひとり暮らし高齢者等に軽度な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能に
するとともに、要介護状態への進行予防を図ります。

ア) 対 象 者 概ね65歳以上のひとり暮らし老人、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世
帯に属する高齢者

イ) 内 容 軽度な日常生活上の援助

ウ) 利用回数 原則として週1回、1回当たり1時間

エ) 利 用 料 1,145円(1回当たり)

3) 生きがい活動支援通所事業 (社会福祉法人双和会委託事業)

介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者で、家に閉じこもりがちな者にデイサービスセンターにおいて日常動作訓練等のサービスを提供し、要介護状態への進行予防を図ります。

- ア) 対象者 介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者
- イ) 内容 入浴、食事、日常動作訓練、健康チェック等
- ウ) 利用回数 原則として週1回
- エ) 利用料 2,810円(1回当たり)基本利用料、入浴、食事代を含む
- オ) 利用施設 ・八百津町デイサービスセンター(八百津・伊岐津志・和知地区)
・八百津町東部デイサービスセンター(久田見・福地・潮南地区)

4) 老人短期保護事業 = 上乘せ分 = (社会福祉法人双和会委託事業)

介護保険の要介護認定で「要支援」から「要介護4」と認定された高齢者等で、介護保険制度による短期入所利用を優先し、その利用限度を越えた場合に短期入所を利用できます。

- ア) 対象者 介護保険の要介護認定で「要支援」から「要介護4」と認定された方
- イ) 利用料 2,440円 ~ 4,755円
- ウ) 滞在費 320円 ~ 1,150円
- エ) 食費 朝食360円 昼食550円 夕食470円

5) 生活管理指導短期宿泊事業 (蘇水園ショートステイ)

介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等で、基本的な生活習慣が欠如している高齢者や体調を崩している高齢者を一時的に養護します。

- ア) 対象者 介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等
- イ) 期間 原則として1回の利用につき7日間以内
- ウ) 利用料 1,905円(1日当たり)

6) 独居老人等緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし老人に対し、緊急通報装置(安心S)を貸与し、隣人、家族等の協力を得て老人の健康保持と生活の安定を図ります。

- ア) 対象者 ひとり暮らし老人及びこれに準ずる老人で低所得者
- イ) 貸与品 NTT緊急通報装置
- ウ) 利用料 無料
- エ) 台数 既設置 194台(平成20年度末)

7) ねたきり老人等日常生活用具給付事業

ねたきり老人、ひとり暮らし老人等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図ります。

ア) 対象者及び対象用具

| 日常生活用具 | 対象者 | 性能 | 基準額 |
|--------|-------------------------------|---|---------|
| 火災警報機 | ねたきり老人、ひとり暮らし老人等 | 屋内の火災を煙又は熱により感知し音または光を発し、屋外にも警報プザーで知らせることができるもの | 15,500円 |
| 自動消火器 | 同上 | 室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消化することができるもの | 30,900円 |
| 電磁調理器 | 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等 | 電磁による調理器であって、老人が容易に使用することができるもの | 41,000円 |

イ) 給付額

上記の基準額から、下記の利用者負担額を控除した額を給付する。

| 利用者世帯の階層区分 | | 利用者負担額 |
|------------|---------------------------------------|---------|
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む） | 0円 |
| B | 生計中心者が前年所得税非課税世帯 | 0円 |
| C | 生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000円以下の世帯 | 16,300円 |
| D | 生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001円以上15,000円以下の世帯 | 28,400円 |
| E | 生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯 | 42,800円 |
| F | 生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯 | 52,400円 |
| G | 生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯 | 全 額 |

8) いきいき住宅改善助成事業（岐阜県高齢者いきいき住宅改善助成事業）

在宅の要介護老人のための住宅を改善整備するための資金援助を行いません。
ただし、介護保険制度が優先されます。

- ア) 対象者 65歳以上の要介護老人または認知症老人及びこれらと同居する者。
イ) 内 容 既存住宅の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下または必要と認める設備、構造等を改善するために要する経費。
ウ) 助成額 最高70万円（他制度を含む）
助成対象経費と70万円のいずれか低い方の額に、費用負担率を乗じて算出した額を差し引いて助成します。

| 世帯階層区分 | | 費用負担（%） |
|--------|--------------------------------------|---------|
| A | 生活保護・生計中心者が前年所得税非課税世帯 | 0 |
| B | 生計中心者が前年所得税課税年額15,000円以下の世帯 | 20 |
| C | 生計中心者が前年所得税課税年額15,001円以上70,000円以下の世帯 | 40 |

9) ねたきり老人等介護用品支給事業（介護保険地域支援事業）

ねたきり老人等（要介護1～5）に対し、介護用品を支給し生活の安定を図ります。

- ア) 対象者 概ね65歳以上のねたきり老人等（要介護1～5）で、紙おむつ等を利用している者及びその家族
イ) 助成額 世帯の前年度市町村民税額によって区分

| 階層区分 | | 一月当たり交付枚数 |
|------|--|-----------|
| | | 月額助成額 |
| A | ・要介護度が4及び5の者が属する生活保護法による被保護世帯及び当該年度市町村民税非課税世帯 | 5枚 |
| | | 6,250円 |
| B | ・A階層以外の生活保護法による被保護世帯及び当該年度市町村民税非課税世帯 ・当該年度市町村民税所得割非課税世帯 ・当該年度市町村民税所得割課税額6万円未満の世帯 | 2枚 |
| | | 2,500円 |
| C | ・当該年度市町村民税所得割課税額6万円以上20万円未満の世帯 | 1枚 |
| | | 1,250円 |

10) 家族介護教室 (町社会福祉協議会委託事業) 介護保険地域支援事業

介護が必要な高齢者の家族及び近隣の援助者等が介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術等を習得するための講座を開催します。

ア) 対象者 介護が必要な高齢者の家族及び近隣の援助者等

イ) 開催 年2回程度

11) 福祉用具貸与事業 (町社会福祉協議会事業)

老齢・疾病等で寝起き移動が不自由な方に自宅で使用する福祉用具を貸与します。

ア) 対象者 町内の寝起きや移動が不自由な方及び身体障がい児(者)
(介護保険の適用となる方は、短期の貸出しのみ可能)

イ) 貸与用具 ・特殊寝台(電動式2モーター)・エアーマット・車いす・松葉杖

ウ) 利用 無料(但し、特殊寝台・エアーマットについては、返却の際にクリーニング代のみ負担いただきます)

12) 独居老人のつどい事業 (町社会福祉協議会事業)

ひとり暮らしの高齢者同士の交流と生きがいづくりを目的としたバス旅行(日帰り1泊を毎年交互に開催)を行います。

ア) 対象者 町内のひとり暮らし高齢者

イ) 実施時期 10月頃

ウ) 費用 一部自己負担が必要

13) いきいきサロン事業

地域の老人クラブを中心にして、住民団体、ボランティア等とも連携して、高齢者が地域の集会所等集まって楽しいひと時を過ごすことにより、独居等の閉じこもり症候群の予防、生きがい対策の推進を図ります。

ア) 対象者 ひとり暮らし高齢者等

イ) 内容 折紙、法話、ゲーム、子どもとのふれあい、童話合唱等

ウ) 開催 月1回程度

14) 家族介護者交流事業 (町社会福祉協議会委託事業) 介護保険地域支援事業

高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会に参加するなど心身のリフレッシュを図ります。

ア) 対象者 高齢者を介護している家族

イ) 内容 日帰り旅行等

15) 地域包括支援センター事業

地域住民が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助をおこなうことによりその保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

業務内容

ア) 介護予防事業に関するケアマネジメント

イ) 新予防給付に関するケアマネジメント

ウ) 総合相談支援及び権利擁護

エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

16) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブ活動に助成し、生きがいづくり、健康づくりを図ります。

- ア) 対象 a 町老人クラブ連合会活動事業 1 組織
 (90円×会員数+24万円+60万円)
 b 各地区単位老人クラブ活動事業 30 団体
 (平等割+会員割 30 団体)
 C ヤングオールド活動費(高齢社会活性化事業)
 (30,000円×30クラブ)

| 老人クラブ | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 単位クラブ数 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 会員数 | 2,878 | 2,774 | 2,726 | 2,625 |
| 加入率 | 73.5% | 70.4% | 68.2% | 65.9% |

児童福祉

1. 保育園

児童の保護者が居宅内外で労働したり、病気及び身体に障がいをもつ同居の親族を介護したりして保育できないとき、保護者に代わって保育します。

ア) 保育園の入所児童数

| 保育園名 | 定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 | 備考 |
|------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|
| 八百津 | 120 | 0 | 4 | 6 | 12 | 37 | 24 | 83 | |
| 錦津 | 80 | 0 | 2 | 4 | 12 | 19 | 23 | 60 | |
| 久田見 | 45 | 0 | 0 | 5 | 6 | 11 | 9 | 31 | |
| 潮南 | 30 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 | へき地保育園 |
| 和知 | 90 | 0 | 1 | 7 | 22 | 24 | 36 | 90 | 私立 |
| 管外 | - | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 | 4園 |
| 合計 | 365 | 0 | 7 | 23 | 54 | 94 | 96 | 274 | |

イ) 保育時間

原則8時間 平日 午前8時00分～午後4時00分
 土曜 午前8時00分～正午

延長保育

八百津・和知 平日 午前7時00分～午後7時00分
 土曜 午前7時00分～正午

錦津・久田見 平日 午前7時30分～午後6時00分
 土曜 午前7時30分～正午

ロ) 一時保育

八百津保育園・和知保育園

| | 1日の利用料 | |
|-------|--------|--------|
| | 3歳未満 | 3歳以上 |
| 4時間以内 | 1,200円 | 1,000円 |
| 4時間以上 | 2,000円 | 1,800円 |

給食費は実費徴収となります。

ウ) 保育料

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収月額 | |
|----------------------|---|--------------------------|--------|
| 階層区分 | 定義 | 3歳児未満 | 3歳児以上 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | 円 0 | 円 0 |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 8,000 |
| 第3階層 | | 市町村民税課税世帯 | 16,000 |
| 第4階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 40,000円未満 | 25,000 |
| 第5階層 | | 40,000以上 103,000円未満 | 44,000 |
| 第6階層 | | 103,000円以上 413,000円未満 | 46,000 |
| 第7階層 | | 413,000円以上 | 48,000 |

平成21年4月1日現在満3才以上のお子さんで第二子は10%軽減、第三子以降は無料となります。

2. バス通園児童助成事業

町内に住所を有する児童で、町立の保育園または、学童保育へ自主運行バスを利用して通園する児童に対して助成します。

ア) 助成方法

バス定期券を交付（最寄りのバス停から保育園、ファミリーセンターまで）

イ) 保護者負担額（最高額）

1月当たり1,500円（2人目からは1人につき750円）

3. 児童手当

家庭生活の安定と、児童の健全育成と資質の向上を図る。12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方に支給されます。

ア) 支給対象者

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第6学年修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

イ) 手当の額

1,2人目の児童 3才未満 月額10,000円（3才以上月額5,000円）
3人目以降の児童 1人につき月額10,000円

ウ) 支給時期

2月 6月 10月の3回に分けて支給

4. 児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない18歳未満の児童を監護する母親、または母以外の養育者で所得が一定の額未満の方に支給されます。ただし、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金が受けることのできる人には支給されません。認定請求は支給要件が平成15年3月31日以前の方は5年を過ぎると請求できません。また、支給要件が平成15年4月1日以降の方は請求期限はありませんので、現在所得が一定以上ある場合でも受給資格の認定を受けておく必要があります。

ア) 対象者となる児童

- 離婚した後、母と生活をしている児童
- 父が死亡した児童（遺族年金等受領者は対象外）
- 父が障がい（重度）の状態にある方
- 1年以上にわたり、父が法律により拘禁されている児童
- 1年以上にわたり、父が生死不明の児童
- 1年以上にわたり、父から遺棄の状態にされている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

イ) 手当の額

- 児童1人の場合 41,720円
- 児童2人の場合 46,720円（3人目以降は3,000円プラス）
- 所得が限度額以上ある場合は、手当の全額あるいは一部が支給停止されます。
- 支給月 4月 8月 12月の3回に分けて支給

5. 児童虐待防止等相談業務

保護や支援を必要とする児童について、状況の的確な把握及び情報の提供を行うとともに家庭その他からの相談業務に応じ、必要な調査及び指導を行っています。

6. 学童保育業務委託（親の会に業務委託）

学校終了後の放課後（長期休暇等）に家庭に親等が不在の児童（留守家庭児）の保護者等が「親の会」を組織し、留守家庭児童の健全育成事業を行っています。

入所条件

放課後（長期休暇等）家庭に児童を保護する人がいない原則小学3年生までの児童

| | | | |
|----|----------|----|--------|
| 費用 | 入会金 | 1人 | 1,000円 |
| | 会費 | 月額 | 5,000円 |
| | 長期休暇の場合は | 1日 | 500円 |

バス通園の場合の保護者負担（最高額）

1月当たり1,500円（2人目からは1人につき750円）

開設場所 福祉センター、錦津出張所

7. 乳児育児用品等購入費助成事業（町社会福祉協議会事業）

町内の若い世代の子育てを支援するとともに、子供の健やかな成長に寄与することを目的として、乳児の育児用品の購入費用を助成します。

ア) 対象者 町内の満1歳未満の乳児を養育されている方

イ) 助成額 乳児1人につき10,000円以内（助成は乳児1人につき1回限り）
但し、3人目以降の乳児に対しては30,000円以内

ウ) 対象用品 紙おむつ、おむつカバー、粉ミルク、離乳食（町内での購入に限ります。申請には領収書が必要）

8. 仲よし親子のつどい（町社会福祉協議会事業）

母子・父子家庭の親子のふれあいと相互の交流を目的とした日帰りのバス旅行を開催します。

ア) 対象者 町内の母子・父子家庭（子供が高校生以下）

イ) 開催時期 8月中旬頃

ウ) 費用 一部自己負担が必要

9. 新入学児童・生徒の激励（町社会福祉協議会事業）

母子・父子家庭の子どもが小学校、中学校へ入学する際にお祝金を贈り激励します。

10.子育て支援センター（福祉センター2階）

未就園児のお子さんと子育てをされている方が利用できる遊びの広場です。

子育て相談も実施しています。

電話相談は、毎月第2・4金曜日、正午から午後4時まで。

電話番号は、43-2116（自動音声）つづけて内線番号2582をダイヤルして下さい。

場所 福祉センター2階

開設日 月曜日～金曜日（土日祝日はお休みです。）

午前8時30分から午後5時15分

飲食（弁当、おやつ）も可能です。

障がい者（児）の福祉

1. 身体障害者手帳の交付

身体障がい者が、各種の援護を受けるために必要な手帳で、障がいの程度により1級から6級まであります。等級は診断書により指定医師の意見を参考に知事が決定します。

ア) 交付条件

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能、上肢、下肢、体幹、心臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸若しくは小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあるため、日常生活が著しく制限を受けている方。

イ) 手続き

県知事の指定した医師の診断書

写真1枚（上半身、無帽、無背景、タテ4cm×ヨコ3cm）

印鑑

ウ) 援助制度

税の減免、医療の助成、鉄道・バス運賃の割引、補装具（車椅子等）の給付、更正医療、日常生活用具の給付等が受けられます。（障がいや等級によって内容が異なります）

2. 療育手帳の交付

知的障がい児（者）が、各種の援護や相談を受け易くするため療育手帳が交付されます。

ア) 障がいの程度

A1（最重度） A2（重度） B1（中度） B2（軽度）

イ) 手続き

写真1枚（上半身、無帽、無背景、タテ4cm×ヨコ3cm）

印鑑

ウ) 援助制度

税の減免、医療の助成、鉄道・バス運賃の割引、NHK受信料の減免等が受けられます。（障がいや程度によって内容が異なります）

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいの状態にある方が、各方面の協力により各種の支援策を講じ易くし、社会復帰や自立と社会参加の促進をはかることを目的に交付されます。

ア) 障がいの程度

1級から3級まで

イ) 手続き

医師の診断書添付による申請 写真1枚（上半身、無帽、無背景、タテ4cm×ヨコ3cm）

年金証書等の写しの添付による申請 印鑑

市町村及び保健所を経由して知事に申請

ウ) 援助制度

税の減免、医療の助成等が受けられます（障がいや程度によって内容が異なります）

4. 自立支援医療費（精神通院）の助成

精神障がい者のうち、入院治療を要しない方は通院することによって、医療を受けることが出来ます。この通院医療を促進し、なおかつ適正医療を普及させるためにその医療費に要する費用の内「医療保険分と医療費の10%」を除く費用を公費で負担する制度です。

手続きは申請書及び診断書を市町村及び保健所を經由して知事に申請

5. 障害基礎年金

20歳以上で国民年金法に定める程度の障がいを有し、次のいずれかに該当する方。

ア) 20歳になる前に怪我や病気で障がいとなった方。

イ) 国民年金に加入中に、怪我や病気で障がいとなった方。ただし、その障がいの初診日以前に加入期間の3分の2以上の保険料を納めていることが必要です。

障がい認定時初診日から1年6ヶ月を経過した日に定められた障がいの状態であるか、または65歳に達するまでにその状態となったときに認定されます。

支給制限 他の公的年金との併給は原則としてされません。

(18年4月より老齢厚生年金と併給が可能となりました。)

年金額 1級 年額 990,100円 2級 年額 792,100円

年金受給者に生計を維持している子がいる場合、第1、2子1人につき227,900円
第3子以降75,900円が加算されます。

6. 特別児童扶養手当

精神障がい又は身体に障がいがある20歳未満の児童を監護する方に対して、所得が一定の額未満の場合支給されます。

ア) 対象となる児童 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部所持者
療育手帳A1・A2・及びB1所持者

イ) 手 当 1級 月額 50,750円
2級 月額 33,800円
4月・8月・12月 年3回支払

7. 特別障害者手当

20歳以上で精神障がい又は身体に重度の障がいがある日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者（障がい者が二つ以上ある者）が在宅している場合手当が支給されます。ただし、所得が一定以上の場合は支給されません。

ア) 手 当 月額 26,440円
2月・5月・8月・11月 年4回支払

8. 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護が必要な障がい児が在宅している場合に支給されます。但し、所得が一定以上の場合は支給されません。

ア) 手 当 月額 14,380円

9. 心身障害者扶養共済制度

心身障がい児（者）の保護者が相互扶助の精神に基づいて、生存中に一定の掛金を納付し保護者が万一死亡したとき、または重度障がいになったときに、残された障がい者に対して年金が支給されます。なお、1人の障がい児（者）について2口まで加入できます。

ア) 対象者 知的障がい児（者）
身体障がい児（者） 身体障害者手帳1～3級所持者
知的障がい又は身体に永続的な障がいを有する児（者）
以上、いずれかの障がいがあり、将来独立自活することが困難であると認められる方。

- イ) 加入できる保護者
心身障がい児(者)を扶養している保護者(父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母等)
県内に住所を有する者
65歳未満の者(4月1日現在)
特別の疾病又は障がいがない者

- ウ) 年金の支給
加入者が死亡したまたは重度障がいとなったときは、その月から心身障がい児(者)に対し、次のような年金が支給されます。

2口加入者 月々 40,000円(年額48万円)

1口加入者 月々 20,000円(年額24万円)

- エ) 掛金の額(月額) 年令は、毎年4月1日における満年令
〔新規加入者〕

~ 34歳 9,300円 50歳 ~ 54歳 18,800円

35歳 ~ 39歳 11,400円 55歳 ~ 59歳 20,700円

40歳 ~ 44歳 14,300円 60歳 ~ 23,300円

45歳 ~ 49歳 17,300円

10. いきいき住宅改善助成事業

身体障がい者のための住宅を改善整備するための資金援助を行いません。ただし、介護保険制度が優先されます。

- ア) 対象者

身体障害者手帳1、2級の下肢障がい者、体幹障がい者、視覚障がい者、又は内部障がい者で身体障害者福祉法上の助成制度によって車椅子の交付を受けている方、療育手帳最重度(A1)重度(A2)の方

- イ) 内容 既存住宅の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下または必要と認める設備、構造等を改善するために要する経費。

- ウ) 助成額 最高70万円(他制度を含む)
助成対象経費と70万円のいずれか低い方の額に、費用負担率を乗じて算出した額を差し引いて助成します。

| 世帯階層区分 | | 費用負担(%) |
|--------|----------------------------|---------|
| A | 生活保護・所得税非課税世帯 | 0 |
| B | 所得税年額15,000円以下の世帯 | 20 |
| C | 所得税年額15,001円以上70,000円以下の世帯 | 40 |

11. 障害者有料道路割引制度 (高速道路通行料金半額に割引)

- ア) 障がい者1人(身体・知的)に対して申請車両1台が割り引き対象

- イ) 対象者 本人運転の場合は全ての身体障がい者(手帳所持者)
本人以外の者の運転(介護者運転)の場合は重度の身体障がい者・重度の知的障がい者(手帳に旅客鉄道株式会社運賃減額第1種と記載)

12. 自動車改造費用の助成

身体障がい者又は知的障がい者が就労のため自動車の操作装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、次の補助基準額の範囲内で助成します。

- ア) 補助基準額 10万円を限度

- イ) 所得制限 特障手当の所得制限適用

- ウ) 年齢等 町内に居住する満18歳以上の者

- エ) その他 身体障害者手帳または療育手帳を所持し、自動車を就労のため自ら所有し、かつ運転する方。

13. 自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者または知的障がい者が就労のため自動車が必要とし、第1種普通自動車免許を取得した場合、次の補助基準額の範囲内で助成します。

- ア) 補助基準額 経費の2/3以内 (10万円を限度)
- イ) 所得制限 なし
- ウ) 年齢等 身体障害者手帳または療育手帳を所持し、町内に居住する18歳以上の方

14. 重度身体障がい者介助用自動車購入、改造費用の助成

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付き等に改造または購入する場合、次の範囲内で助成します。

- ア) 対象者 1～2級の下肢、体幹機能障がい移動に車いす等を使用している身体障がい者のいる世帯
- イ) 補助基準額 42万円の2/3を限度
- ウ) 所得制限 特障手当の所得制限適用

15. 重度障がい者(児)日常生活用具の助成

日常生活がより円滑に行われるために、日常生活用具を給付(貸与)制度があります。ただし介護保険から同一種目の給付を受けことができる方は、この制度による給付を受けることができません。なお、費用の1割を負担していただきます。

- ア) 種目及び対象者 障がいのある方の年齢、障がいの部位、程度により異なります。
例) 盲人用テープレコーダー・盲人用時計・体位変換器・ストマ用装具
歩行補助杖

16. 補装具の交付及び修理

身体に障がいのある方に、その障がいを補うための用具(補装具)の交付と修理を行っています。(交付の場合、身体障害者更生相談所で判定を受けなければならない用具もあります。)

- ア) 対象者 身体障害者手帳を所持し、手帳に表示された障がい名にかかる補装具の交付または修理の必要な方(ただし、介護保険制度が優先されます。)
- イ) 補装具の種類
 - 視覚障がい 盲人安全杖、眼鏡、義眼等
 - 聴覚障がい 補聴器
 - 肢体不自由 義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行補助杖、歩行器
座居保持いす等
 - 内部障がい 手押し型車椅子、歩行補助杖、歩行器等

- ウ) 費用 費用の1割を負担していただきます。

17. 障がい者ショートステイ

在宅で障がいにある方を介護されている家庭が、病気、出産、冠婚葬祭、事故、災害等または介護疲れによる休養や旅行などの理由で一時的に介護できない場合。

- ア) 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳を有する方。
- イ) 費用 費用の1割を負担していただきます。

18. 障がい者デイサービス

在宅の身体障がい者の方に自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等の支援のためのサービスを提供しています。

- ア) 対象者 在宅の身体障がい者

- イ) 費用
費用の割を負担していただきます。

19. 障がい者ホームヘルプサービス

重度の障がいのため日常生活に支障がある身体障がい者・知的障がい者及び心身障がい児がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事のお手伝いをします。

- ア) 対象者
身体障がい者・知的障がい者及び心身障がい児がいる家庭で、本人、または家族が身体介護や家事の援助を必要とするとき。

- イ) 内容
役場で許可を受け、事業所と契約し、サービスの提供を受ける。

- ウ) 費用
費用の割を負担していただきます。

20. 身体障害者郵便投票制度

選挙の行使が困難な重度の身体障がい者の方のために、選挙の際、自宅で郵便により投票をする制度があります。

- ア) 対象者
両下肢、体幹または移動機能障がい度で1、2級の身体障害者手帳を有する方。
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸のいずれかの障がい度で1、3級の身体障害者手帳を有する方

- イ) 内容
衆・参議院議員、県知事、県議会議員、町長、町議会議員の選挙の際、自宅で郵便による投票をすることができる。

- ウ) 方法
八百津町選挙管理委員会に身体障害者手帳を添えて本人の署名により申請。

21. 更生医療

身体に障がいをもつ方がその障がいの程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた場合に、医療の給付を行っています。

- ア) 対象者
身体障害者手帳を持っている18歳以上の方。

- イ) 内容
指定医療機関による診察、薬剤または治療教材の支給、手術その他の治療等。
(心臓障がいのペースメーカー埋め込み術や腎臓障がいによる人工透析法等)

- ウ) 費用
費用の割を負担していただきます。

22. 声のサービス事業 (町社会福祉協議会事業)

音訳ボランティアの協力で、目が不自由な方へ町広報、保健センター便りなどを録音したカセットテープを郵送で届けます。

- ア) 対象者 町内の視覚障がい者のうち希望者
イ) 費用 無料

23. 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 (町社会福祉協議会事業)

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者がタクシーを利用する際の料金の一部を助成します。

- ア) 対象者
・身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方
・療育手帳A1からB1の交付を受けている方
・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
イ) 助成額年間 タクシー基本料金24回分(年度途中で申請があった場合は、月割で助成)

24. 重度身体障害者通院費用助成事業 (町社会福祉協議会事業)

重度の身体障がい者が医療機関に通院する費用を助成します。

- ア) 対象者 医療機関で人工透析治療を受けている方
- イ) 助成額 年間、レギュラーガソリン240リットル、又はタクシー基本料金48回分
(年度途中で申請があった場合は、月割で助成)

25. 車いす搭載軽自動車(ほほえみ号)の貸出し (町社会福祉協議会事業)

身体の障がいなどで自家用車の使用が困難な方に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸出しを行います。

- ア) 対象者 町内の身体障がい者、寝たきりの高齢者等で日常生活において常時又は一時的に車いすが必要な方及びそれに類する身体状態の方
- イ) 利用目的 制限なし
- ウ) 利用料 無料

26. 八百津町親子教室 (児童デイサービス)

心身に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

- 場 所 福祉センター2階
- 開設日 火曜日～土曜日(土曜日は午前中のみ)
(日曜日、祝日はお休みです。)

27. その他の制度

電話料金・公共施設利用料・公共料金・携帯電話・自動車税等の割引制度やその他いろいろな制度がありますので健康福祉課に問い合わせ下さい。

資金の貸付制度

1. 母子・寡婦福祉資金制度

母子・寡婦家庭の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため資金を貸し付ける制度です。

- ア) 対象者 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、またはかつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していた方で、現在配偶者のいない方。
- イ) 資金の種類 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、修学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、生活資金、療養資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、児童扶養資金
(修学資金及び支度資金は無利子、他はすべて3%の利子)

2. 生活福祉資金貸付制度 (問い合わせは社会福祉協議会)

低所得者、障がい者、または高齢者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行います。

- ア) 資金の種類 更生資金 福祉資金 住宅資金 修学資金 療養、介護資金 緊急小口資金
災害援護資金 離職者支援資金 長期生活支援資金
修学資金、療養、介護資金は無利子
- イ) 貸付条件 貸付利子 原則として3%
据え置き期間 原則として6ヶ月
連帯保証人 原則として1名(65歳以下)

3. 生活一時資金貸付制度（町社会福祉協議会事業）

生活困窮世帯に対して、他の法令等による援助を受けるまでの間、一時的に生活資金の貸付を行います。

- ア) 貸付限度額 5万円
- イ) 貸付条件
 - 貸付利率 無利子（償還に延滞があった場合、延滞利子10.75%）
 - 償還期限 1年以内
 - 連帯保証人 町内居住の保証能力のある方1名

医療費の助成

1. 重度心身障害者医療費助成

- ア) 対象者
身体障害者手帳1級から3級所持者、療育手帳のA1・A2・B1の所持者及び精神障害者保健福祉手帳の1、2級所持者並びに戦病者手帳特別項症～第4項症までに該当する方で、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障がいの級別が4級で所得が一定の額未満の方。
所得制限有
- イ) 助成内容
総医療費から保険給付を控除した額を助成する。高額医療に該当する場合は、自己負担限度額を助成する。

2. 乳幼児等医療費助成

- ア) 対象者
満15歳に達する最初の年度末までの方（所得制限無）
- イ) 助成内容
総医療費から保険給付を差し引いた額を助成。
高額医療に該当する場合は、自己負担限度額を助成します。

3. 母子・父子家庭等医療費助成

母子・父子家庭などの父母及びその方が扶養している18歳の誕生日の属する年度末までの子どもが病院などで受診した場合、保険診療にかかった自己負担額について助成する制度です。

- ア) 対象者
母子・父子家庭などで18歳の誕生日の属する年度末までの児童と生計を同じくする方、及びその児童（所得制限有）
- イ) 助成内容
総医療費から保険給付を控除した額を助成。
高額医療に該当する場合は、自己負担限度額を助成します。

4. その他の医療費助成

- ア) 対象者
身体障害者手帳4級所持者（70歳から74歳もしくは、後期高齢者医療制度加入者となるまで）
（所得制限＝父母及び生計を維持している方の前年の所得税の合計が3万円未満である世帯の方）
- イ) 助成内容
総医療費から保険給付等（附加給付を含む）及び総医療費の1割を控除した額と高額医療費が支給される場合の自己負担限度額に5分の3を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額を差し引いた額を助成します。

生活保護制度

世帯の生計を維持していた方が病気で収入がなくなったり、多額の医療費の支払いにより生活の維持が困難になった場合、他からの援助がないときは、国の定めた最低生活の保障を行ないます。保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等があります。

災害弔慰金等

1. 災害弔慰金及び災害援護資金

自然災害により死亡した町民の遺族に対する特別弔慰金、知的障がいまたは身体に著しい障がいを受けた町民に対する災害見舞金、被害世帯に対する災害援護資金の貸付を行います。

ア) 金額及び貸付額

| | | |
|----------|--------------|-----------------|
| 災害弔慰金の額 | 生計維持者の死亡 | 500万円(その他250万円) |
| 災害障害見舞金 | 生計維持者の重度の障がい | 250万円(その他125万円) |
| 災害援護資金貸付 | 被害の種類、程度に応じ | 350万円以内 |

2. 災害見舞金の支給 (町社会福祉協議会事業)

自然災害又は火災により、重大な被害を受けた世帯に災害見舞金を支給します。

ア) 見舞金の額

| | |
|----------------|-----|
| 全失(全壊、全焼、全流失等) | 5万円 |
| 半失(半壊、半焼等) | 2万円 |
| 床上浸水 | 1万円 |

* 人的な被害が発生した場合、上記に加算があります。

イ) 支給制限

災害の発生が町内の広範にわたり被災世帯が多数にのぼる場合及び八百津町から弔慰金等の支給を受ける場合、被災世帯の世帯員の故意又は重大な過失により発生した火災の場合は、見舞金を減額及び支給を停止する場合があります。

相談・支援

1. 民生委員・児童委員

生活にお困りの方をはじめとして、子ども、お年寄り、障がいをもつ方、母子家庭の方などの相談に応じたり、地域福祉活動の推進、さらに関係行政機関との協力などの幅広い活動をしています。町内には30名の民生委員・児童委員が国より委嘱されています。(内2名は主任児童委員)

2. 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体及び精神に障がいをもつ方、またはその家族からいろいろな相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに施設入所や就学、就職などについて関係機関との連絡にあたります。この相談員は民間の協力者で、障がいをもつ方の中から身体障害者相談員8名(内、県の相談員を3名)と知的障害者相談員1名(県の相談員)が委嘱されています。

3. 心配ごと相談 (町社会福祉協議会事業)

日常生活の中で発生する様々の心配ごと・困りごとの相談を電話等で受け、相談員により解決につなげます。

ア) 相談窓口 社会福祉協議会事務局(43-4462)

イ) 相談受付日・時間

土曜・日曜・国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く、午前9時から午後4時まで

4. 無料法律相談（町社会福祉協議会事業）

法律の専門的な知識が必要な問題について、弁護士が相談にあたり問題解決に努めます。

- | | |
|---------|---------------------------|
| ア) 相談日 | 年間 6 回程度 |
| イ) 相談人数 | 1 回 6 人程度（要予約、申込み多数の場合抽選） |
| ウ) 相談時間 | 1 人 3 0 分程度 |
| エ) 相談費用 | 無料 |

参考資料

参考資料 1 介護保険の概要

1. 介護保険の加入者

| 区 分 | 第 1 号 保 険 者 | 第 2 号 保 険 者 |
|-----------|----------------------|--|
| 年 齢 | 65歳以上 | 40～64歳 |
| 保 険 料 | 所得に応じて算定 | 加入中の医療保険により異なる |
| 徴 収 方 法 | 年金からの天引き 納付書による納付 | 特別徴収 普通徴収 |
| 介 護 保 険 証 | 全員に交付 | 加入している医療保険制度の保険者が医療保険と一緒に徴収 特定疾病が原因で要介護・要支援の状態になった場合に交付 |

特定疾病

がん末期 / 関節リウマチ / 筋萎縮性側索硬化症 / 後縦靭帯骨化症 / 骨折を伴う骨粗鬆症 / 初老期における認知症 / パーキンソン病関連疾患 / 脊髄小脳変性症 / 脊柱管狭窄症 / 早老症 / 多系統萎縮症 / 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 / 脳血管疾患 / 閉塞性動脈硬化症 / 慢性閉塞性肺疾患 / 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【がん末期の取扱い】

がん末期については平成18年4月に特定疾病に追加されることになり、40歳から64歳のがん末期により介護が必要となった方は介護保険によるサービスの利用が可能となりました。

65歳以上の保険料

保険料：年額

| 区 分 | 対 象 者 | 基準額に 対する割合 | 保険料 |
|--------------|--|---------------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で 本人及び世帯全員が住民税非課税 | 0.50 | 16,500円 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で 合計所得額 + 課税年金収入額が80万円以下 | 0.50 | 16,500円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で 第2段階以外 | 0.75 | 24,700円 |
| 第4 - 1 段階 | 本人が住民税非課税で 合計所得額 + 課税年金収入額が80万円以下 | 0.90 | 29,700円 |
| 第4 - 2 段階 | 本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる場合) | 1.00 | 33,000円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で 合計所得額が200万円未満 | 1.25 | 41,200円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で 合計所得額が200万円以上 | 1.50 | 49,500円 |

40歳～64歳までの人の保険料 (国民健康保険の場合)

| | 所得割 | 資産割 | 均等割 (被保険者) | 平等割 (世帯別) |
|------|------|------|------------|-----------|
| 保険料率 | 1.2% | 7.0% | 9,000円 | 7,000円 |

保険財政の負担状況

| | | | | | | | | | |
|---|----------|---|-------|---|-------|---------|-------|-----|-------|
| 国 | 25% (平均) | 県 | 12.5% | 町 | 12.5% | 第2号被保険者 | 31.0% | 第1号 | 19.0% |
|---|----------|---|-------|---|-------|---------|-------|-----|-------|

2. サービス（給付）の利用手順

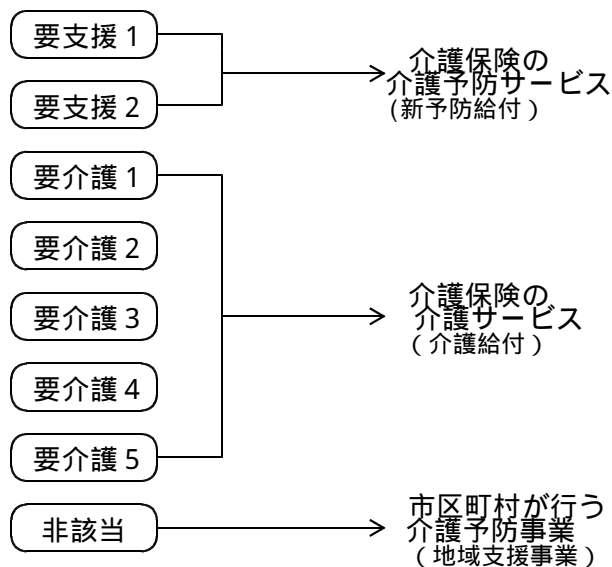
| | |
|--------------|----------------------------|
| 申請 | 健康福祉課介護保険係に要介護認定の申請を行う |
| 調査・審査 | 調査員が訪問調査し、心身の状況・介護の必要性等を調査 |
| 医師の意見書 | かかりつけの医師の意見書 |
| 介護認定審査会 | について審査会で総合的に判断し判定する |
| 認定 | 必要な介護の度合いに応じて7つの区分に分け認定 |
| 通知 | 認定された介護区分・支給限度額等を記載した保険証交付 |
| 介護サービスプランの作成 | （ケアマネジャーを選択しケアプランを作成） |
| サービスの給付 | プランに応じてサービスを受ける。 |

において自立と判断されても次の介護保険対象外サービスが受給できます。

| | |
|--------------|------------------|
| 軽度生活援助事業 | ヘルパーの派遣 |
| 生きがい活動支援通所事業 | デイサービスへの通所 |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | ショートステイ（養護老人ホーム） |

3. 要介護状態区分

介護の度合いに応じて、以下のように分けられます。この区分によって利用できるサービスや限度額がことなります。



4. 主な在宅サービスの支給限度額

1ヶ月に利用できる支給限度額内で、在宅サービスなどを組み合わせて利用できます。
主な在宅サービスの支給限度額

単位：円

| 要介護状態区分 | 1ヶ月の支給限度額 | 1ヶ月自己負担額 |
|---------|-----------|----------|
| 要支援1 | 49,700 | 4,970 |
| 要支援2 | 104,000 | 10,400 |
| 要介護1 | 165,800 | 16,580 |
| 要介護2 | 194,800 | 19,480 |
| 要介護3 | 267,500 | 26,750 |
| 要介護4 | 306,000 | 30,600 |
| 要介護5 | 358,300 | 35,830 |

別紙エクセルファイル参照

各月末要介護(要支援)認定者数

平成20年度

| | | 要支援1 | 要支援2 | 計 | 経過的要介護 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 | 合計 |
|-----|------------|------|------|-----|--------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 4月 | 第1号被保険者 | 67 | 48 | 115 | 0 | 51 | 76 | 95 | 61 | 34 | 317 | 432 |
| | 65歳以上75歳未満 | 3 | 7 | 10 | 0 | 7 | 9 | 14 | 7 | 11 | 48 | 58 |
| | 75歳以上 | 64 | 41 | 105 | 0 | 44 | 67 | 81 | 54 | 23 | 269 | 374 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 6 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 68 | 50 | 118 | 0 | 51 | 82 | 98 | 61 | 35 | 327 | 445 |
| 5月 | 第1号被保険者 | 75 | 47 | 122 | 0 | 51 | 80 | 91 | 63 | 31 | 316 | 438 |
| | 65歳以上75歳未満 | 6 | 8 | 14 | 0 | 7 | 8 | 10 | 6 | 8 | 39 | 53 |
| | 75歳以上 | 69 | 39 | 108 | 0 | 44 | 72 | 81 | 57 | 23 | 277 | 385 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 | 1 | 9 | 12 |
| | 総数 | 76 | 49 | 125 | 0 | 51 | 86 | 93 | 63 | 32 | 325 | 450 |
| 6月 | 第1号被保険者 | 71 | 55 | 126 | 0 | 51 | 75 | 89 | 65 | 32 | 312 | 438 |
| | 65歳以上75歳未満 | 6 | 10 | 16 | 0 | 8 | 8 | 10 | 6 | 7 | 39 | 55 |
| | 75歳以上 | 65 | 45 | 110 | 0 | 43 | 67 | 79 | 59 | 25 | 273 | 383 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 | 1 | 9 | 12 |
| | 総数 | 72 | 57 | 129 | 0 | 51 | 81 | 91 | 65 | 33 | 321 | 450 |
| 7月 | 第1号被保険者 | 72 | 51 | 123 | 0 | 53 | 74 | 91 | 68 | 34 | 320 | 443 |
| | 65歳以上75歳未満 | 7 | 10 | 17 | 0 | 9 | 8 | 10 | 7 | 8 | 42 | 59 |
| | 75歳以上 | 65 | 41 | 106 | 0 | 44 | 66 | 81 | 61 | 26 | 278 | 384 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 | 1 | 8 | 11 |
| | 総数 | 73 | 53 | 126 | 0 | 53 | 79 | 93 | 68 | 35 | 328 | 454 |
| 8月 | 第1号被保険者 | 77 | 53 | 130 | 0 | 50 | 81 | 81 | 68 | 36 | 316 | 446 |
| | 65歳以上75歳未満 | 7 | 9 | 16 | 0 | 9 | 8 | 9 | 6 | 8 | 40 | 56 |
| | 75歳以上 | 70 | 44 | 114 | 0 | 41 | 73 | 72 | 62 | 28 | 276 | 390 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 | 1 | 8 | 11 |
| | 総数 | 78 | 55 | 133 | 0 | 50 | 86 | 83 | 68 | 37 | 324 | 457 |
| 9月 | 第1号被保険者 | 77 | 51 | 128 | 0 | 47 | 78 | 80 | 67 | 34 | 306 | 434 |
| | 65歳以上75歳未満 | 8 | 9 | 17 | 0 | 9 | 6 | 9 | 7 | 7 | 38 | 55 |
| | 75歳以上 | 69 | 42 | 111 | 0 | 38 | 72 | 71 | 60 | 27 | 268 | 379 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 1 | 4 | 2 | 0 | 1 | 8 | 11 |
| | 総数 | 78 | 53 | 131 | 0 | 48 | 82 | 82 | 67 | 35 | 314 | 445 |
| 10月 | 第1号被保険者 | 78 | 51 | 129 | 0 | 49 | 75 | 79 | 71 | 33 | 307 | 436 |
| | 65歳以上75歳未満 | 9 | 10 | 19 | 0 | 8 | 5 | 9 | 7 | 5 | 34 | 53 |
| | 75歳以上 | 69 | 41 | 110 | 0 | 41 | 70 | 70 | 64 | 28 | 273 | 383 |
| | 第2号被保険者 | 1 | 2 | 3 | 0 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 79 | 53 | 132 | 0 | 51 | 79 | 82 | 71 | 34 | 317 | 449 |
| 11月 | 第1号被保険者 | 80 | 52 | 132 | 0 | 50 | 74 | 83 | 71 | 34 | 312 | 444 |
| | 65歳以上75歳未満 | 10 | 11 | 21 | 0 | 9 | 6 | 9 | 7 | 5 | 36 | 57 |
| | 75歳以上 | 70 | 41 | 111 | 0 | 41 | 68 | 74 | 64 | 29 | 276 | 387 |
| | 第2号被保険者 | 2 | 1 | 3 | 0 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 82 | 53 | 135 | 0 | 52 | 78 | 86 | 71 | 35 | 322 | 457 |
| 12月 | 第1号被保険者 | 76 | 56 | 132 | 0 | 51 | 71 | 85 | 74 | 31 | 312 | 444 |
| | 65歳以上75歳未満 | 11 | 10 | 21 | 0 | 8 | 5 | 9 | 7 | 5 | 34 | 55 |
| | 75歳以上 | 65 | 46 | 111 | 0 | 43 | 66 | 76 | 67 | 26 | 278 | 389 |
| | 第2号被保険者 | 2 | 1 | 3 | 0 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 78 | 57 | 135 | 0 | 53 | 75 | 88 | 74 | 32 | 322 | 457 |
| 1月 | 第1号被保険者 | 74 | 58 | 132 | 0 | 50 | 68 | 88 | 72 | 34 | 312 | 444 |
| | 65歳以上75歳未満 | 11 | 8 | 19 | 0 | 8 | 5 | 13 | 7 | 5 | 38 | 57 |
| | 75歳以上 | 63 | 50 | 113 | 0 | 42 | 63 | 75 | 65 | 29 | 274 | 387 |
| | 第2号被保険者 | 2 | 1 | 3 | 0 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 76 | 59 | 135 | 0 | 52 | 72 | 91 | 72 | 35 | 322 | 457 |
| 2月 | 第1号被保険者 | 75 | 61 | 136 | 0 | 52 | 68 | 87 | 71 | 34 | 312 | 448 |
| | 65歳以上75歳未満 | 11 | 9 | 20 | 0 | 7 | 6 | 12 | 8 | 5 | 38 | 58 |
| | 75歳以上 | 64 | 52 | 116 | 0 | 45 | 62 | 75 | 63 | 29 | 274 | 390 |
| | 第2号被保険者 | 2 | 1 | 3 | 0 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 77 | 62 | 139 | 0 | 54 | 72 | 90 | 71 | 35 | 322 | 461 |
| 3月 | 第1号被保険者 | 70 | 59 | 129 | 0 | 53 | 70 | 93 | 68 | 33 | 317 | 446 |
| | 65歳以上75歳未満 | 12 | 8 | 20 | 0 | 8 | 6 | 11 | 8 | 6 | 39 | 59 |
| | 75歳以上 | 58 | 51 | 109 | 0 | 45 | 64 | 82 | 60 | 27 | 278 | 387 |
| | 第2号被保険者 | 2 | 1 | 3 | 0 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 10 | 13 |
| | 総数 | 72 | 60 | 132 | 0 | 55 | 74 | 96 | 68 | 34 | 327 | 459 |

1. 後期高齢者医療制度で医療を受ける対象者

- ・ 75歳以上の方（65歳以上で75歳未満の方で障がい認定を受けた方）

2. 医療の給付

- ・ 医療機関の窓口で「後期高齢者医療被保険者証」を提示し治療を受けることができます。
- ・ 窓口で支払う費用（一部負担金）は外来・入院ともかかった費用の1割、現役並み所得（下記要件）のある方は3割の負担。

所得による負担区分

| 区 分 | 窓口負担 | 該 当 要 件 |
|---------|------|--|
| 現役並み所得者 | 3割 | 同一世帯に住民税課税所得者が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者の方の収入合計が、2人以上で520万円未満1人で383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様になります。また、70歳以上の人および後期高齢者医療被保険者の人の収入の合計が、2人以上の世帯は520万円未満の場合は、申請により「一般」となり1割負担となります。 |
| 一 般 | 1割 | 一定以上の所得者、低所得、にいずれもあてはまらない方。 |
| 低 所 得 | | 同一世帯にいる全ての世帯員が住民税非課税である場合 |
| 低 所 得 | | 同一世帯にいる全ての世帯員が住民税非課税で、各所得（収入 - 必要経費等）が0円であり公的年金収入が80万円以下の方 |

低所得・に該当する方は住民税務課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をし交付を受ける必要があります。

毎年8月に再判定を行い、負担割合の変わる方は新しい被保険者証を郵送します。

自己負担限度額

| 区 分 | 自 己 負 担 限 度 額 | |
|---------|---------------|--|
| | 外 来 (個人ごと) | 外 来 + 入 院 (世帯ごと) |
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円 + (医療費総額から267,000円を超えた分の1%) (12ヶ月間に4回以上支給があった場合、4回目以降は44,400円になります) |
| 一 般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 低 所 得 | 8,000円 | 24,600円 |
| 低 所 得 | | 15,000円 |

ひと月の自己負担額（入院時の食事代や保険のきかない差額徴収料は除く）が上表中の限度額を超えた場合は限度額を超えた分が**高額医療費**として支給されます。

入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料等は支給の対象外となります。

入院時の食事代（1食分として定められた額を食事を要した回数分支払います）

| | | |
|-------|------------------------|---------|
| | 一定以上所得者・一般 | 1食 260円 |
| 低 所 得 | 90日までの入院 | 1食 210円 |
| | 90日を越える入院（過去12ヶ月の入院日数） | 1食 160円 |
| 低 所 得 | | 1食 100円 |

療養病床に入院する場合

| 所得区分 | 1食当たりの食費 | 1日当たりの居住費 |
|------------|----------|-----------|
| 現役並み所得者、一般 | 460円 | 320円 |
| 区分 | 210円 | 320円 |
| 区分 | 130円 | 320円 |
| 老齢福祉年金受給者 | 100円 | 0円 |

管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす医療機関の場合。それ以外は420円となります。

3. 医療費が払い戻される場合

次のような場合はいったん全額自己負担となりますが、その後、住民税務課の医療年金窓口に申請すると、自己負担額を除いた全額が払い戻されます。（医師の証明書、領収書等が必要）

- ・やむを得ず医療受給者証を持たずに診療を受けたとき。
- ・海外渡航中に医療機関にかかったとき。

次の場合は医師が認めた場合。

- ・コルセットなどの補装具代がかかったとき。
- ・手術などで輸血に用いた生血代
- ・はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき。

4. 後期高齢者医療高額医療費の支給

ひと月の自己負担額が（入院時の食事代や保険のきかない差額徴収料等は除く）限度額を超えた場合は、限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。該当する方には診療した月の8ヶ月程後に高額医療費のお知らせ・申請書を郵送しますので、それに記入の上申請してください。

5. こんな時は届け出を・・・。

| こ ん な 時 | 届け出に必要なもの |
|--|--------------------------------------|
| 一定の障がいのある方が65歳になったとき又は65歳～75歳未満で障がいのある状態になったとき | 身体障害者手帳または医師の診断書 健康保険証（障がい認定の手続き） |
| 転出するとき | 保険証（県外へ転出する場合のみ） |
| 転入してきたとき | 負担区分等証明書（県外からの転入） 保険証（県内からの転入） |
| 町内で転居のとき | 保険証 |
| 生活保護を受けたり医療保険の資格喪失のとき | 保険証 |
| 死亡したとき | 保険証 |
| 後期高齢者医療に加入されている方は、県外へ転出する場合「負担区分等証明書」が必要となるので転出の際は必ず交付申請をすること。 | |

日常生活用具給付等の状況

(単位 = 件)

| 日常生活用具 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 車椅子 | 31 | 22 | 35 | 31 |
| 特殊寝台 | 29 | 4 | 5 | 5 |
| エアーマット | 6 | 1 | 0 | 0 |

給食サービス実施状況

(単位 = 世帯・食)

| 給食サービス | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 世帯数 | 延べ配食数 | 世帯数 | 延べ配食数 | 世帯数 | 延べ配食数 |
| 独居世帯 | 62 | 1,140 | 61 | 1,115 | 61 | 904 |
| 高齢者夫婦世帯 | 9 | 382 | 9 | 328 | 11 | 416 |
| 重度身体障がい者世帯 | 2 | 26 | 2 | 40 | 2 | 45 |
| 合計 | 73 | 1,548 | 72 | 1,483 | 75 | 1,365 |

介護教室開催状況

(単位 = 回・人)

| 介護教室 | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 実施回数 | 延べ人員 | 実施回数 | 延べ人員 | 実施回数 | 延べ人員 |
| 要援護老人世帯一般 | 1 | 115 | 1 | 15 | 1 | 20 |
| 合計 | 1 | 115 | 1 | 15 | 1 | 20 |

その他の相談サービス実施状況

(単位 = 人・回・件)

| 相談サービス | 平成18年度 | | | 平成19年度 | | | 平成20年度 | | |
|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|
| | 実人員 | 開催回数 | 延べ受付件数 | 実人員 | 開催回数 | 延べ受付件数 | 実人員 | 開催回数 | 延べ受付件数 |
| 心配ごと相談 | 8 | 随時 | 8 | 6 | 随時 | 5 | 8 | 随時 | 8 |
| 無料法律相談 | 40 | 6 | 34 | 43 | 6 | 36 | 33 | 6 | 42 |
| 合計 | 48 | 随時 | 42 | 49 | 随時 | 41 | 41 | 随時 | 50 |

シルバー人材センター

(単位 = 人・件)

| シルバー人材活用 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 登録者数 | 142 | 147 | 150 | 161 |
| 延べ受託事業件数 | 564 | 638 | 663 | 719 |
| 延べ参加人員数 | 7,937 | 8,557 | 10,263 | 10,583 |

在宅ねたきり老人

(単位 = 人)

| 区分 | 八百津 | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 | 合計 |
|----|-----|------|----|-----|----|----|-----|
| 在宅 | 36 | 17 | 26 | 28 | 4 | 12 | 123 |
| 入院 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 36 | 17 | 28 | 29 | 4 | 12 | 126 |

各施設電話番号

| 施設名 | 電話番号 | F A X 番号 |
|-----------------|----------------|-----------|
| 八百津町役場 | 43 - 2111 | 43 - 0969 |
| 八百津保育園 | 43 - 0196 | 43 - 0196 |
| 錦津保育園 | 43 - 0449 | 43 - 0449 |
| 和知保育園 | 43 - 0519 | 43 - 0526 |
| 久田見保育園 | 45 - 1276 | 45 - 1276 |
| 潮南保育園 | 42 - 1027 | 42 - 1027 |
| 蘇水園 | 43 - 0070 | 43 - 4352 |
| 敬和園 | 43 - 2280 | 43 - 2285 |
| 社会福祉協議会事務局 | 43 - 4462 | 43 - 4462 |
| 社会福祉協議会 介護事業所 | 43 - 4470 | 43 - 4465 |
| 白竹の里八百津分場わたげの家 | 43 - 8080 | 43 - 8081 |
| しおなみ苑 | 42 - 0005 | 42 - 0006 |
| 八百津支援センター | 43 - 4041 | 43 - 4005 |
| 東部支援センター | 49 - 2806 | 49 - 1701 |
| 福祉センター(夢広場ゆうゆう) | 43-2111 内線2582 | 43 - 2165 |